

令和8年5月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和8年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和8年4月20日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求の趣旨

令和8年2月8日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙について、愛知県第1区から第16区まで、岐阜県第1区から第5区まで、三重県第1区から第4区までにおける選挙をいずれも無効とする。

第2 事案の概要等

15 1 事案の概要

本件は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、愛知県第1区から第16区まで、岐阜県第1区から第5区まで、三重県第1区から第4区まで(以下、併せて「本件各選挙区」という。)の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りを定める公職選挙法の規定は人口比例に基づいておらず、憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して、公職選挙法204条に基づき提起した選挙無効訴訟である。

20

25 2 前提事実(争いのない事実、後掲記載の各証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実)

(1)ア 原告らは、それぞれ、本件各選挙区の別紙当事者目録記載の選挙区の選

挙人である。

イ 被告らは、いずれも、本件各選挙区について、当該選挙区における本件選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会である。

5 (2) 本件選挙は、令和4年法律第89号（以下「令和4年改正法」といい、令和4年改正法による改正を「令和4年改正」という。）による改正後の公職選挙法13条1項及び別表第1の規定（以下、公職選挙法の改正前後を通じ、衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区割を定める規定を「区割規定」といい、令和4年改正法による改正後の区割規定を「本件区割規定」という。また、本件区割規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）に基づき
10 行われた。

公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている（4条1項）。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において
15 1人の議員を選出するものとされ（13条1項、別表第1）、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。また、衆議院議員総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表
20 選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

(3) 本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.097であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は16選挙区であった（乙1、2）。

25 (4) 原告らは、令和8年2月9日、本件訴えを提起した。

3 主たる争点

本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かについて

4 当事者の主張

(原告らの主張)

5 本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りは、憲法47条、憲法前文第1項第2文等に違反するものであり、これに基づいて行われた本件選挙は、憲法に違反して無効である。

10 (1) 選挙における1票の較差は1対1が最も重要かつ基本的な基準とされ、1票の投票価値の較差を設けることに合理的理由は皆無であり、各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきである。

15 憲法前文第1項第2文は、国政を信託する受益者兼受託者である「国民」と、国政の受託者である「国民の代表者」との間の国政、信託に関する考え方を明記しており、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とする憲法47条の解釈基準となる。

20 すなわち、憲法前文第1項第2文によれば、国政の福利は、国民がこれを享受するのであり、受託者である国民の代表者が、国政の福利を享受する余地はない。受託者の利益享受の禁止を定める信託法8条及び受託者の忠実義務を定める同法30条も同様の趣旨を定めている。そして、国政たる選挙区割規定の立法は、国政から生ずる当選・落選という国会議員個人の身分に関する利益に直接関わる事柄であるから（最高裁平成25年（行ツ）第209号、第210号、第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁。以下「平成25年大法廷判決」という。）、投票価値の較差の変更を伴う選挙区割規定を立法することは、国政の受託者たる国民の代表者が
25 国民の利益より自らの利益を優先させ、忠実義務に違反し、国政から生じる福利（投票価値の較差から生じる利益）を享受するもので、受託者の利益享

受の禁止の原則に反するものである。

したがって、投票価値の較差の変更を伴う選挙区割規定の立法は、憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき憲法47条を正しく解釈・適用しないものであって、同条に反する。

5 (2) 憲法1条、前文第1項第1文後段、56条2項、前文第1項第1文前段、及び43条1項は、主権（国家の政治のあり方を最終的に決定する力）を有する国民が、選挙において投票することにより国政に参加することができる権利を保障しており、両議院の議事は、各院の出席議員の過半数で決せられる。そして、各出席議員の投票する1票が全て等価値であるためには、各議
10 員が、全員、選挙区割りごとに同じ人数の主権を有する有権者から選出されることで正当化されるどころ、これは、人口比例選挙によってのみ実現されるから、上記の憲法の規定は、人口比例選挙を要求しているというべきである。ただし、憲法の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでのものであれば足りると解される。

15 しかし、本件選挙における較差は、憲法の要求する人口比例選挙に反している。

(3) 本件選挙区割りの下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているのに、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に本件
20 定数配分規定が憲法に違反するに至っているかを判断する、いわゆる合理的期間論という判断枠組みは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙又は区割規定を憲法違反とはいえないと判断するものであるから、憲法98条1項の明文に正面から抵触し、無効である。よって、投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合には、上記判断枠組みによることなく、本件選挙は違憲・無効であると判断すべき
25 である。

(被告らの主張)

(1) 衆議院議員選挙における投票価値の較差の問題についての選挙無効訴訟は、これまでの最高裁判所の判断を踏まえ、①選挙区割りや投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめる（いわゆる事情判決とする）か否か、という枠組みが示されており、かかる枠組みで検討されるべきである。

(2) 上記(1)①について

ア 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであって、定数配分や選挙区割りの具体的な決定に際し、合理性を有するのであれば、投票価値以外の種々の要素を考慮することは、憲法において許容されているというべきである。

本件選挙時の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）が規定する衆議院議員選挙区の選挙区割りの改定の仕組み（以下「本件区割制度」という。）においては、アダムズ方式が採用されており、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされ、選挙区割りの改定に当たり、選挙区間の人口の最大較差を2倍未満となるようにするものとされていることにいずれも合理性があり、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現するとともに、これを安定的に継続することのできるものであって、合理的なものといえることができる。

イ 上記アのとおり、本件区割制度に合理性が認められることから、当該制度により改定される選挙区割りについては、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないところ、本件選挙区割りは、合理性のある本件区割制度により改定されたものであり、これらの事情は認められない。また、本件選挙時まで拡大した較差について、簡易国勢調査の結果を踏まえた是正が予定されていることも考慮すると、本件選挙当時における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.097と拡大がみられたことを考慮しても、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると評価することはできない。

(3) 上記(1)②について

仮に何らかの理由により本件選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたとしても、国会において、そのことを認識すべき契機が存在したとはいえず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

したがって、仮に本件選挙区割りが違憲状態に至っていたとしても、国会が、憲法上要求される合理的期間内にその是正をしなかったということではできない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲記載の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」という。）による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「旧区画審設置法」とい

う。) 2条は、区画審が、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下、単に「改定案」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものと規定していた。

旧区画審設置法3条は、改定案の作成基準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定するとともに、②2項において、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の選挙区の数、各都道府県にあら

5
10

かじめ1を配当することとし（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする規定していた（以下、この区割基準を「旧区割基準」という。）。
15

平成21年8月30日に行われた衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、平成24年改正法による改正前の区割規定（以下「旧区割規定」という。）の定める選挙区割りの下で行われたものであるところ、同日における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.304であった（甲3、乙14）。

平成21年選挙につき、最高裁平成22年（行ツ）第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、旧区画審設置法3条につき、同条1項は投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、同選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは、1人別枠方式がその主要な要因となっていたことは明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は、既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割

20
25

基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同基準に従って改定された旧区割規定の定める選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。そして、平成23年大法廷判決は、この状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割基準を定めた規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

(2) 平成23年大法廷判決を受けて、平成24年11月16日、旧区画審設置法3条2項の削除及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の選挙区数を1ずつ減ずる措置をいう。）を内容とする平成24年改正法が成立した（乙4）。しかし、同日に衆議院が解散されたため、同年12月16日に行われた衆議院議員総選挙（以下「平成24年選挙」という。）は平成21年選挙と同じく旧区割規定の定める選挙区割りの下で行われた（甲4）。

平成24年選挙につき、平成25年大法廷判決は、同選挙時において旧区割規定の定める選挙区割りは平成21年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないとした上で、国会においては今後も平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条（旧区画審設置法3条1項と同内容の規定）の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると判示した。

(3) 平成24年改正法の附則の規定に基づく区画審の勧告を受けて、平成25年6月24日、0増5減の措置を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満と

なるよう区割りを改定することを内容とする同年法律第68号（以下「平成25年改正法」という。）が成立した。

平成25年改正法による改正後の平成24年改正法により改正された区割規定に基づき、平成26年12月14日に衆議院議員総選挙（以下「平成26年選挙」という。）が行われた。選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった。（甲6）

平成26年選挙につき、最高裁平成27年（行ツ）第253号同年11月25日大法廷判決・民集69巻7号2035頁（以下「平成27年大法廷判決」という。）は、0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、上記のような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあり、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきであるとして、平成25年改正法による改正後の平成24年改正法により改定された選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。そして、平成27年大法廷判決は、同条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるとし、上記の選挙区割りの改定後も国会において引き続き選挙制度の見直しが行われていること等を併せ考慮すると、平成23年大法廷判決の言渡しから平成26年選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、憲法上

要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないと判示した。

5 (4) 平成25年改正法の成立の前後を通じて、国会においては、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための制度の見直し等について検討が続けられ、平成26年9月以降、有識者により構成される衆議院議長の諮問機関として設置された「衆議院選挙制度に関する調査会」において、調査、検討等が行われた。

10 上記調査会は、平成28年1月14日、衆議院議長に対し、衆議院議員の定数を10削減して465人（小選挙区選出議員の定数につき6削減して289人、比例代表選出議員の定数につき4削減して176人）とする案が考えられるとした上、投票価値の較差の是正については、小選挙区選挙における各都道府県への議席配分方式が満たすべき条件として、比例性のある配分方式に基づいて配分すること、選挙区間の投票価値の較差を小さくするために各都道府県間の投票価値の較差をできるだけ小さくすること、各都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを挙げ、これらの条件に照らして検討した結果として、各都道府県への議席配分をいわゆるアダムズ方式（各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致するようにする方式）により行うことなど

15 20 25

20 を内容とする答申をした。また、同答申は、各都道府県への議席配分の見直しについて、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うものとし、その中間年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の較差が2倍以上の選挙区が生じたときは、区画審において、各都道府県への議席配分の変更は行うことなく、上記較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとした。

（以上、乙11の1・2、乙12）

(5) 上記答申を受けて、平成28年5月20日、衆議院議員の定数を10削減
(小選挙区選出議員の定数につき6削減して289人、比例代表選出議員の
定数につき4削減して176人とした合計465人)するとともに、各都道
府県への定数配分の方式としてアダムズ方式を採用することなどを内容とす
る同年法律第49号(以下「平成28年改正法」という。)が成立した。

平成28年改正法による改正後の区画審設置法4条は、区画審による改定
案の勧告について、①1項において、平成32年(令和2年)以降10年ご
とに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日
から1年以内に行うものと規定し、②2項において、1項の規定にかかわら
ず、統計法5条2項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から
5年目に当たる年に行われる国勢調査(以下「簡易国勢調査」という。)の
結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少な
いもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による
人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、これを行うものと規定す
る。そして、平成28年改正法による改正後の区画審設置法3条は、区割基
準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国
政調査の結果による日本国民の人口をいう。以下同じ。)の均衡を図り、各
選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が
2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総
合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定するとともに、②2項
において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、
各都道府県の区域内の選挙区の数、各都道府県の人口を小選挙区基準除数
(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(1未満の端数が生じたとき
は、これを1に切り上げるものとする。)の合計数が小選挙区選出議員の定
数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(1未
満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)とすると規

定し（アダムズ方式）、③3項において、4条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものと規定した（本件区割制度）。

区画審は、平成29年4月19日、内閣総理大臣に対し、0増6減の措置を講ずることを前提に、19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案の勧告を行った。これを受けて、平成29年6月9日、同年法律第58号（以下「平成29年改正法」という。）が成立し、同法による改正後の平成28年改正法によって区割規定が改正された（以下「平成29年改正後の選挙区割り」という。）。

（以上、乙4、乙11の1・2、乙12）

(6) 平成29年9月28日に衆議院が解散され、同年10月22日、平成29年改正後の選挙区割りの下で衆議院議員総選挙（以下「平成29年選挙」という。）が行われた（乙4）。平成29年選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（東京都第13区）との間で1対1.979であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなかった（甲7）。

平成29年選挙につき、最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁（以下「平成30年大法廷判決」という。）は、平成29年改正後の選挙区割りについて、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による定数配分がされるまでの較差是正の措置として0増6減の措置や選挙区割りの改定を行うことにより、選挙区間の選挙人数等の最大較差を縮小させたもので、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的

な是正を図ったものと評価することができるとし、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって平成29年改正後の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には上記区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができるから、平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するといふべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができるとし、平成29年選挙当時において平成29年改正後の選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといふことはできないと判示した。

(7) 令和3年10月14日、衆議院が解散され、同月31日、平成29年選挙時と同じ平成29年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（以下「令和3年選挙」という。）が施行された。平成29年改正以降、区割規定に関する法改正はされておらず、令和3年選挙時の区割規定は、平成29年選挙時の区割規定と同一であった。選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（東京都第13区）との間で1対2.079であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は29選挙区であった。

(甲8)

令和3年選挙につき、最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）

は、本件区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、本件区割制度と一体的な関係にある平成29年改正後の選挙区割りの下で拡大した較差も、本件区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているということができるとした。そして、このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような平成29年改正後の選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、^①当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、^③較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはできないとした上で、令和3年選挙当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれなし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、平成29年改正後の選挙区割りが令和3年選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということはできないと判示した。

(8) 区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査（以下「令和2年国勢調査」という。）の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し、10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを^{R4}受けて、同年11月18日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおり改定することなどを内容とする令和4年改正法が成立し、令和4年改正法による改正後の本件区割規定が定められた（乙5

ないし乙10の4)。

R6,10,27

(9) 令和6年10月9日に衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割り
(本件区割規定の定める選挙区割り)の下で選挙が行われた(以下「令和6
年選挙」という。)。選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人
5 数の最も少ない選挙区(鳥取県第1区)と最も多い選挙区(北海道第3区)
との間で1対2,059であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差
が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であった。(乙3)

令和6年選挙につき、最高裁令和7年(行ツ)第128号、第118号、
第123号、第127号、第130号、第133号、第137号、第141
10 号、第142号、第144号、第148号、第149号、第151号、第1
67号^{R7}同年9月26日第二小法廷判決・民集79巻6号2676頁(以下
「令和7年小法廷判決」という。)は、本件区割制度は、小選挙区選出議員
の選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が
拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投
15 票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられ
たものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、
国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行
う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきであるとした
上で、本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙
20 区間の人口の最大較差が1対1,999であったのに対し、令和6年選挙当
日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2,059となっており、選
挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は1
0選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後
に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするもので、このよ
25 うな制度に合理性が認められ、令和6年選挙当時における選挙区間の投票価
値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるといふべき事

情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが令和6年選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできないというべきであるとして、令和6年選挙時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、本件区割規定は、憲法14条1項等に違反するものということとはできないと判示した。

(10) 令和7年、簡易国勢調査が実施された。

(11) 令和8年1月23日、衆議院が解散され、同年2月8日、本件区割規定に基づく本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。

2 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かについて

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画な

どを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。

したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決参照）。

(2) 上記を基に、本件区割規定の定める本件選挙区割り が憲法に適合するかについて判断する。

ア 本件選挙は、令和4年改正法により改正された本件区割規定に基づく本件選挙区割りの下で実施された。そして、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区と最も多い選挙区との間で1対2.097となり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区が16選挙区となり、令和6年選挙における、選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差（1対2.059）や較

差が2倍以上となった選挙区数（10選挙区）よりも、いずれも較差が拡大している。

イ 本件区割規定及び本件選挙区割りは、旧区割制度を改正した平成28年改正法による改正後の本件区割制度に基づき、具体的な議席配分を定めているところ、本件区割制度は、国会において、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないための制度の見直し等を図るための検討がなされ、都道府県単位とする選挙区の定数配分における投票価値の較差の是正のために、各都道府県への議席配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式とし、制度の安定性の観点から、大規模国勢調査の結果による人口に基づく各都道府県への議席配分の見直しや簡易国勢調査による選挙区間の人口較差を踏まえた区画の見直しを行うこととし、平成28年改正法による改正後の区画審設置法において、区画審による改定案の作成基準につき、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行い、選挙区間の較差が2倍未満となるよう区割りをし、大規模国勢調査から5年目に行われる簡易国勢調査による国勢調査の結果による人口較差が2倍以上となる場合には、都道府県の選挙区の数を変更することなく、2倍未満となることを基本としている（認定事実(4)、(5)）。

このように、本件区割制度は、定数配分については政治や行政において民意を反映する上で重要な役割を果たしている都道府県単位で行うことを基本とし、選挙区割についても行政区画等を考慮した上で、選挙区の改定をしてもその後に不可避的に生じる人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、頻繁な選挙区改定による有権者の混乱を防止することなどの選挙制度の安定性を考慮し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとし、また、そ

の5年後に行われる簡易国勢調査の結果に基づき選挙較差を2倍未満とするよう各都道府県内の選挙区割りの改定を行うこととしているのであって、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することができる諸要素を踏まえ、さらに、人口較差を2倍未満とする是正措置を講じているということができるのであるから、選挙区の改定を行う仕組みとして、合理性を有するといふべきである。

ウ そして、本件区割規定及び本件選挙区割りは、区画審が、本件区割制度における区画審設置法の定める基準により、令和2年に実施された大規模国勢調査の結果による人口に基づき議席配分の見直しを踏まえて是正した改定案に基づくものであるところ（認定事実(8)）、人口異動による選挙区間の投票価値の較差が拡大等した場合の是正を具体的に図っているといふことができるのであるから、本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りは、憲法の要求する投票価値の平等を確保するとの要請に沿うものといえ、国会の裁量権の行使として合理性を有するといふべきである。そして、本件区割規定の前提とする本件区割制度が、人口異動による選挙区間の投票価値の較差が生じることを前提としていることからすれば、選挙区割りの改定後に較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるといふべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものといふことはできないといふべきである。

本件選挙当時における選挙区間の投票価値の最大較差は1対2.097であり、令和6年選挙における1対2.059より拡大し、較差が2倍以上となった選挙区は16選挙区であり令和6年選挙における10選挙区よりも拡大しているものの、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したといふべき事情はうかがわれず、その程度も著しいとはいえない。加えて、

令和7年の簡易国勢調査の結果に基づく是正が予定されていること（認定事実(10)）も考慮すると、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差から較差の拡大があり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となる選挙区が拡大しているとしても、そのことをもって、
5 本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできない。

エ したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということとは
10 できない。

(3)ア 原告らは、各過疎地の有権者の間においても投票価値の平等が要求されるところ、全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者の間で、約2倍の投票価値の最大較差が常態化しているとして、本件区割規定及びそれに基づく本件選挙区割りが違憲である旨主張する。

しかし、上記(2)のとおり、本件区割制度に基づく本件選挙区割りが、民意の反映の観点から都道府県単位で行うことを基本とし、選挙区割についても行政区画等を考慮した上で、過疎地を含む人口比を反映したアダムズ方式により選挙区間の投票価値の較差の是正を図っていることについて合理性を認めることができることからすると、原告らの上記主張を踏まえて
15 20 も、未だ、本件区割規定及び本件選挙区割りが投票価値の平等に反し違憲であるということとはできない。

イ 原告らは、本件選挙が、憲法1条、前文第1項第1文後段、同項第1文前段、56条2項及び43条1項、前文第1項第2文により、憲法の要求する人口比例選挙に反して無効であること等を主張するが、上記(2)で説示したとおり、憲法のこれらの規定から原告らの主張する人口比例選挙の原則が当然に導かれると解することはできず、また、憲法においても、選挙
25

制度の仕組みの決定について、国会に裁量が認められており、投票価値の平等の確保の要請と、現実の、地域的、地理的、人的構成等の種々の要素との調和を図ることが求められているのであるから、原告らの主張を採用することはできない。

5 (4) 以上のとおり、本件選挙の当時、本件選挙区割りが憲法に違反する状態に至っていたということとはできないのであるから、本件選挙が無効であるということとはできない。

(5) そのほか、原告らが主張、立証する内容を踏まえても、上記認定・判断が左右されるものとはいえない。

10 3 結論

よって、原告らの請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

15 裁判長裁判官 片 田 信 宏

裁判官 加 藤 靖

20 裁判官 井 原 史 子